

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	目次	目次	
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第4章 避難行動の促進対策	第4章 避難行動の促進対策	
	第1節 気象警報や 避難指示（緊急） 等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や 避難情報 の情報伝達体制の整備	
	第3節 避難勧告等 の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難情報 の判断・伝達マニュアルの作成	
	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備等	表記の整理
	第11章 広域応援・ 受援 体制の整備	第11章 広域応援・ 受援 体制の整備	
	第1節 広域応援・ 受援 体制の整備	第1節 広域応援・ 受援 体制の整備	
	第2節 救護隊等による協力体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	表記の整理
	第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	(削除)	
	第5編 東海地震に関する事前対策	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	別紙に整理
	(新設)	別紙 東海地震に関する事前対策	第13章を第5編に整理
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
1-2	2. 地震防災強化計画 本市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、 ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項 ④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっている。これらを「地震防災強化計画」として、①を「 第5編 東海地震に関する事前対策 」で定め、②～④までの事項については主に「 第2編 災害予防計画 」で定めるものとする。	2. 地震防災強化計画 本市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、 ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項 ④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっている。これらを「地震防災強化計画」として、 本計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」 で定めるものとする。	計画構成の見直し
	3. 南海トラフ地震防災対策推進計画 本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、 ① 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	3. 南海トラフ地震防災対策推進計画 本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、 ① 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	計画構成の見直し

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考																																				
	<p>④ 関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体、その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼び、本計画においては、津波に関連した内容である②を除く事項を「第2編 災害予防計画」及び「第3編 災害応急対策計画」で定めるものとする。</p>	<p>④ 関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体、その他の関係者との連携協力の確保に関する事項</p> <p>⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</p> <p>を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼び、本計画においては、津波に関連した内容である②を除く事項を「第2編 災害予防計画」、「第3編 災害応急対策計画」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。</p>																																					
	第3節 計画の構成	第3節 計画の構成																																					
1-3	この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。	この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。	計画構成の見直し																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成</th> <th colspan="2">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2編</td> <td>災害予防計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3編</td> <td>災害応急対策計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4編</td> <td>災害復旧・復興計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5編</td> <td>東海地震に関する事前対策</td> <td>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等</td> </tr> </tbody> </table>	構 成	主な内容		第1編	総則	(略)	第2編	災害予防計画	(略)	第3編	災害応急対策計画	(略)	第4編	災害復旧・復興計画	(略)	第5編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>構 成</th> <th colspan="2">主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2編</td> <td>災害予防計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3編</td> <td>災害応急対策計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4編</td> <td>災害復旧・復興計画</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5編</td> <td>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</td> <td>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等</td> </tr> </tbody> </table>	構 成	主な内容		第1編	総則	(略)	第2編	災害予防計画	(略)	第3編	災害応急対策計画	(略)	第4編	災害復旧・復興計画	(略)	第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等	
構 成	主な内容																																						
第1編	総則	(略)																																					
第2編	災害予防計画	(略)																																					
第3編	災害応急対策計画	(略)																																					
第4編	災害復旧・復興計画	(略)																																					
第5編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等																																					
構 成	主な内容																																						
第1編	総則	(略)																																					
第2編	災害予防計画	(略)																																					
第3編	災害応急対策計画	(略)																																					
第4編	災害復旧・復興計画	(略)																																					
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等																																					
	第2章 日進市の特質と災害要因	第2章 日進市の特質と災害要因																																					
	第2節 社会的条件	第2節 社会的条件																																					
1-5	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>木造建物の分布状況</td> <td>本市における建物棟数は、約21,000戸で、このうち、昭和56年以前の木造棟数は、約3,200戸である〔日進市耐震改修促進計画（改訂版）平成26年3月〕。</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>本市の総人口は、92,396人で、65歳以上の高齢者は約18,500人である（令和2年10月1日現在）。</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	木造建物の分布状況	本市における建物棟数は、約21,000戸で、このうち、昭和56年以前の木造棟数は、約3,200戸である〔日進市耐震改修促進計画（改訂版）平成26年3月〕。	人口	本市の総人口は、92,396人で、65歳以上の高齢者は約18,500人である（令和2年10月1日現在）。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>住宅の分布状況</td> <td>本市における住宅数は、約24,200戸で、このうち、耐震性のある住宅は、約21,400戸である〔日進市耐震改修促進計画（令和2年度改訂版）令和3年3月〕。</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>本市の総人口は、92,957人で、65歳以上の高齢者は約18,700人である（令和3年10月1日現在）。</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	住宅の分布状況	本市における住宅数は、約24,200戸で、このうち、耐震性のある住宅は、約21,400戸である〔日進市耐震改修促進計画（令和2年度改訂版）令和3年3月〕。	人口	本市の総人口は、92,957人で、65歳以上の高齢者は約18,700人である（令和3年10月1日現在）。	表記の整理数値の更新																				
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
木造建物の分布状況	本市における建物棟数は、約21,000戸で、このうち、昭和56年以前の木造棟数は、約3,200戸である〔日進市耐震改修促進計画（改訂版）平成26年3月〕。																																						
人口	本市の総人口は、92,396人で、65歳以上の高齢者は約18,500人である（令和2年10月1日現在）。																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
住宅の分布状況	本市における住宅数は、約24,200戸で、このうち、耐震性のある住宅は、約21,400戸である〔日進市耐震改修促進計画（令和2年度改訂版）令和3年3月〕。																																						
人口	本市の総人口は、92,957人で、65歳以上の高齢者は約18,700人である（令和3年10月1日現在）。																																						
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項																																					
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項																																					
1-10	2. 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項	2. 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項																																					

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	<p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町間の相互支援体制を構築する。また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。</p> <p>4. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。</p> <p>5. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。</p>	<p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町間の相互支援体制を構築するとともに、<u>実践的な訓練の実施に努める。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u>また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。</p> <p>4. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。</p> <p>5. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
	第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
	第1節 実施責任	第1節 実施責任	
1-12	<p>3. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>警戒宣言発令時及び</u>災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p>3. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
	<p>1. 市 市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。 ① 災害予警報を始めとする地震に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報</u>、南海トラフ地震に</p>	<p>1. 市 市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。 ① 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p>	計画構成の見直し

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
1-13	<p>関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>③ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令を行う。</p> <p>(略)</p> <p>⑱ 東海地震注意情報又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>2. 県</p> <p>① 県</p> <p>ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。</p> <p>イ 災害広報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難勧告、避難指示(緊急)の発令を代行することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>③ 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)等を含む。)を行う。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 避難の指示を行う。</p> <p>(略)</p> <p>⑱ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>2. 県</p> <p>① 県</p> <p>ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の収集伝達を行う。</p> <p>イ 災害広報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)を行う。</p> <p>(略)</p> <p>オ 避難の指示を代行することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>計画構成の見直し</p> <p>計画構成の見直し</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>計画構成の見直し</p> <p>計画構成の見直し</p>
1-14	<p>(略)</p> <p>② 県警察</p> <p>ア 災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 被害実態の早期把握と情報(東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>ケ 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。</p> <p>コ～セ (略)</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>① 中部管区警察局</p>	<p>(略)</p> <p>② 県警察</p> <p>ア 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 被害実態の早期把握と情報(南海トラフ地震に関連する情報等を含む。)の伝達を行う。</p> <p>オ～ク (略)</p> <p>ケ 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>コ～セ (略)</p> <p>3. 指定地方行政機関</p> <p>① 中部管区警察局</p>	<p>計画構成の見直し</p> <p>計画構成の見直し</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
1-15	<p>ア～オ（略）</p> <p><u>カ 津波警報等の伝達を行う。</u></p> <p>② 東海財務局</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p><u>エ 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u></p> <p>オ（略）</p> <p><u>カ 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u></p> <p><u>キ 上記ア～カの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>ア～オ（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>② 東海財務局</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>エ（略）</p> <p>オ 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</p> <p><u>カ 上記ア～オの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</u></p> <p>（略）</p>	計画構成の見直し
1-17	<p>⑩ 第四管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、<u>警戒宣言その他</u>地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。</p> <p>イ～オ（略）</p> <p>（略）</p>	<p>⑩ 第四管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。</p> <p>イ～オ（略）</p> <p>（略）</p>	
1-18	<p>⑭ 中部地方整備局</p> <p>ア（略）</p> <p><u>イ 地震防災応急対策</u></p> <p><u>i 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。</u></p> <p><u>ii 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。</u></p>	<p>⑭ 中部地方整備局</p> <p>ア（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	
1-19	<p><u>ウ 初動対応</u></p> <p>（略）</p> <p><u>エ 応急復旧</u></p> <p>（略）</p> <p>i～v（略）</p> <p><u>vi 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u></p> <p><u>vii</u>（略）</p> <p><u>viii</u>（略）</p> <p>（略）</p>	<p><u>イ 初動対応</u></p> <p>（略）</p> <p><u>ウ 応急復旧</u></p> <p>（略）</p> <p>i～v（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>vi</u>（略）</p> <p><u>vii</u>（略）</p> <p>（略）</p>	
1-20	<p>4. 自衛隊</p> <p>● 自衛隊</p> <p>（略）</p> <p><u>イ 東海地震注意情報の発表に伴う措置</u></p>	<p>4. 自衛隊</p> <p>● 自衛隊</p> <p>（略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	<p><u>i 師団司令部に指揮所を開設する。</u></p> <p><u>ii 各部隊は災害派遣準備に着手する。</u></p> <p><u>iii 連絡班及び偵察班の派遣を準備する。</u></p> <p><u>iv 航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。</u></p> <p><u>ウ 警戒宣言が発せられたときの措置</u></p> <p><u>i 非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。</u></p> <p><u>ii 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。</u></p> <p><u>iii 所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。</u></p> <p><u>iv 愛知県地震災害警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。</u></p> <p><u>エ 発災後の対処</u> (略)</p> <p>5. 指定公共機関 (略)</p>	<p><u>イ 発災後の対処</u> (略)</p> <p>5. 指定公共機関 (略)</p>	
1-21	<p>② 独立行政法人水資源機構</p> <p><u>ア 愛知用水等の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。</u></p> <p><u>イ 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</u> (略)</p>	<p>② 独立行政法人水資源機構</p> <p>愛知用水等の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。</p> <p>(略)</p>	
1-22	<p>⑦ 日本放送協会</p> <p><u>ア 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</u></p> <p><u>イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</u></p> <p><u>ウ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</u></p> <p><u>エ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</u></p> <p><u>オ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> <p><u>カ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</u></p> <p>⑧ 中日本高速道路株式会社</p> <p><u>ア 警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝達する。</u></p> <p><u>イ 高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</u></p> <p>⑨ 中部国際空港株式会社</p> <p><u>ア 地震に関する情報（東海地震に関連する情報を含む。）を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達す</u></p>	<p>⑦ 日本放送協会</p> <p><u>ア 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</u></p> <p><u>イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>ウ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</u></p> <p><u>エ 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> <p><u>オ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</u></p> <p>⑧ 中日本高速道路株式会社</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p> <p>⑨ 中部国際空港株式会社</p> <p><u>ア 地震に関する情報を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。</u></p>	<p>気象業務法第15条第6項に基づく整理</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
1-23	<p>る。</p> <p>イ <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は連絡体制の強化を図り、東海地震注意情報が発表された場合及び</u>災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>オ <u>警戒宣言が発令された場合及び</u>災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>⑩ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</u></p> <p>ウ <u>地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</u></p> <p>エ～ケ（略）</p> <p>⑪（略）</p> <p>⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）</p> <p>（略）</p>	<p>イ 災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>オ 災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>⑩ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>イ～キ（略）</p> <p>⑪（略）</p> <p>⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）</p> <p>（略）</p>	
1-24	<p>イ <u>東海地震注意情報が発表された場合、並びに</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合 <u>又は警戒宣言が発せられた場合には</u>電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>⑬ 東邦瓦斯株式会社</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u></p> <p>ウ（略）</p> <p>⑭（略）</p> <p>⑮ 西日本電信電話株式会社</p> <p>ア <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>イ <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p>ウ 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p>	<p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>⑬ 東邦瓦斯株式会社</p> <p>ア（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>イ（略）</p> <p>⑭（略）</p> <p>⑮ 西日本電信電話株式会社</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。</p> <p>イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
1-25	<p>カ 気象など警報を市へ連絡する。</p> <p>キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 株式会社NTTドコモ</p> <p>ア <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u></p> <p>イ <u>警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u></p> <p>ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>オ 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</p> <p>(略)</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>③ 各ガス事業会社</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>ア <u>警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>エ 気象など警報を市へ連絡する。</p> <p>オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。</p> <p>(略)</p> <p>⑩ 株式会社NTTドコモ</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。</p> <p>イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。</p> <p>ウ 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。</p> <p>(略)</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p> <p>③ 各ガス事業会社</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ (略)</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	計画構成の見直し
	第2編 災害予防計画	第2編 災害予防計画	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	第2節 自主防災組織・ボランティアに関する計画	
2-3	<p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>大規模地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最少限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。</p> <p>また、自主防災組織の活動は、<u>警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等</u>についても、大きな役割を果たすものと考えられ</p>	<p>1. 自主防災組織に関する計画</p> <p>大規模地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最少限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。</p> <p>また、自主防災組織の活動は、<u>混乱の発生防止等</u>についても、大きな役割を果たすものと考えられる。</p> <p>市は地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の</p>	計画構成の見直し

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-3	<p>る。</p> <p>市は地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、いざという時には日頃からの地域の防災関係者の連携が重要であることから、自主防災組織及び防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</p> <p>(1) 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、<u>警戒宣言発令時</u>及び災害発生時などにおいて、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>① 平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p><u>② 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）発令時の活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市、消防機関等からの情報の伝達 ・住民等のとるべき措置の呼びかけ ・要配慮者の安全確保 ・発災に備えた防災用資機材等の点検、確保 <p>③ 災害発生時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・地域内の被害状況等情報の収集 ・救出救護の実施及び協力 ・住民に対する<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等の伝達 ・集団避難の実施 ・避難所の運営 ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力 <p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>(略)</p>	<p>設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、いざという時には日頃からの地域の防災関係者の連携が重要であることから、自主防災組織及び防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。</p> <p>(1) 自主防災組織の活動</p> <p>自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時などにおいて、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>① 平常時の活動</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 災害発生時の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・地域内の被害状況等情報の収集 ・救出救護の実施及び協力 ・住民に対する<u>避難情報</u>の伝達 ・集団避難の実施 ・避難所の運営 ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力 <p>2. ボランティアに関する計画</p> <p>(略)</p>	<p>計画構成の見直し</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
2-5	<p>② ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>フォローアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>フォローアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>② ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>レベルアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
2-8	<p>第2章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■地震災害を最小限に食い止めるには、県・市等防災関</p>	<p>第2章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p>■地震災害を最小限に食い止めるには、県・市等防災関</p>	<p>防災基本計画</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考								
	<p>係機関による災害対策の推進はもとより、住民等の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>■（略） ■（略） ■（略） ■（略）</p> <p>第2節 防災知識の普及</p>	<p>係機関による災害対策の推進はもとより、住民等の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</p> <p>■（略） ■（略） ■（略） ■（略）</p> <p>第2節 防災知識の普及</p>	<p>の修正を踏まえた修正</p>								
2-10	<p>1. 防災知識の啓発</p> <p>名古屋地方気象台は、地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、セ～テについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 警報等や避難勧告等の意味と内容</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>ク 緊急地震速報や避難勧告等の発令時にとるべき行動</p> <p>ケ～ス （略）</p> <p><u>セ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>チ（略） ツ（略） テ（略）</p> <p>2. 防災知識の普及</p>	<p>1. 防災意識の啓発</p> <p>名古屋地方気象台は、地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 警報等や避難情報の意味と内容</p> <p>オ～キ （略）</p> <p>ク 緊急地震速報や避難情報の発令時にとるべき行動</p> <p>ケ～ス （略）</p> <p><u>セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p>タ（略） チ（略） ツ（略）</p> <p>2. 防災知識の普及</p>	<p>表記の整理及び対策の追加</p>								
2-11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防	<p>表記の整理</p>
主体	内容										
市	① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防										
主体	内容										
市	① 地震対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布 地域と連携を図り、地域の実情に応じた防										

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考								
	<p>災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、警戒宣言発令時の心得、地震発生時の心得、緊急地震速報の利用の心得に関する事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>② 住民等に対する地震教育 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車の利用者に対しては、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合に、運転者として適切な行動がとれるよう、教育、広報を徹底する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、地震発生時の心得、緊急地震速報の利用の心得に関する事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>② 住民等に対する地震教育 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 自動車の利用者に対しては、地震が発生した場合に、運転者として適切な行動がとれるよう、教育、広報を徹底する。</p> <p>ウ (略)</p>									
	<p>住民</p> <p>● 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計といった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</p>	<p>住民</p> <p>● 家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>									
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>									
	<p>第3章 避難対策</p>	<p>第3章 避難対策</p>									
	<p>第1節 避難に関する計画</p>	<p>第1節 避難に関する計画</p>									
<p>2-17</p>	<p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="199 1729 734 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 1729 279 1774">主体</th> <th data-bbox="279 1729 734 1774">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 1774 279 2072">市</td> <td data-bbox="279 1774 734 2072"> <p>① 市の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難勧告、避難指示(緊急)等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ ~ カ (略)</p> <p>② 避難所の運営体制の整備 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	主体	内容	市	<p>① 市の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難勧告、避難指示(緊急)等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ ~ カ (略)</p> <p>② 避難所の運営体制の整備 (略)</p>	<p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画 (略)</p> <table border="1" data-bbox="758 1729 1292 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="758 1729 837 1774">主体</th> <th data-bbox="837 1729 1292 1774">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="758 1774 837 2072">市</td> <td data-bbox="837 1774 1292 2072"> <p>① 市の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ ~ カ (略)</p> <p>② 避難所の運営体制の整備 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	主体	内容	市	<p>① 市の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ ~ カ (略)</p> <p>② 避難所の運営体制の整備 (略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
主体	内容										
市	<p>① 市の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難勧告、避難指示(緊急)等を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ ~ カ (略)</p> <p>② 避難所の運営体制の整備 (略)</p>										
主体	内容										
市	<p>① 市の避難計画 (略)</p> <p>ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ ~ カ (略)</p> <p>② 避難所の運営体制の整備 (略)</p>										

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-18	<p>第2節 必需物資の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食品及び生活必需品の確保</p> <p>(略)</p> <p>① 米穀の確保</p> <p>市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 必需物資の確保対策</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 食品及び生活必需品の確保</p> <p>(略)</p> <p>① 米穀の確保</p> <p>市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（<u>第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き</u>）」により調達を図る。</p> <p>(略)</p>	要領の一部改正に伴う修正
2-19	<p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p><u>避難勧告等</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</p> <p>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や<u>避難勧告等</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p><u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</p> <p><u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正 基本方針の追加
	<p>第1節 気象警報や<u>避難指示（緊急）等</u>の情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 気象警報や<u>避難情報</u>の情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う修正
2-20	<p>第3節 <u>避難勧告等</u>の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>①「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン」（内閣府）を参考</p>	<p>第3節 <u>避難情報</u>の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>①「<u>避難情報</u>に関するガイドライン」（内閣府）を参考に</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-21	<p>にすること</p> <p>②いざというときに躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</p>	<p>すること</p> <p>②いざというときに躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</p>	
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
	<p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置（略）</p> <p>（1）市の避難計画（略）</p> <p>①避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法（略）</p>	<p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置（略）</p> <p>（1）市の避難計画（略）</p> <p>①避難の指示を行う基準及び伝達方法（略）</p>	
2-23	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1. 市における措置</p> <p>（2）避難のための知識の普及（略）</p> <p>②避難時における知識</p> <p>・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>・（略）</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</p> <p>③（略）</p> <p>（3）その他</p> <p>①（略）</p> <p>②指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</p> <p>③（略）</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1. 市における措置</p> <p>（2）避難のための知識の普及（略）</p> <p>②避難時における知識</p> <p>・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること</p> <p>・あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと</p> <p>・（略）</p> <p>・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきこと</p> <p>③（略）</p> <p>（3）その他</p> <p>①（略）</p> <p>②指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</p> <p>③（略）</p>	工業標準化法の改正に伴う修正
	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備 等	表記の整理
2-25	<p>1. 市における措置</p> <p>（2）指定避難所の指定</p> <p>③避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次の</p>	<p>1. 市における措置</p> <p>（2）指定避難所の指定</p> <p>③避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次の</p>	新型コロナウ

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-26	<p>とおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p><一人当たりの必要占有面積></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて<u>検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>とおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p><一人当たりの必要占有面積></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(略)</p> <p><u><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></u></p> <p><u>一家族が、目安で 3m×3m の 1 区画を使用し、各区画（一家族）の距離は 1～2m 以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、市が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応方針」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p><u>⑦ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	<p>イルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記。 （「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」）</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
2-27	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める<u>ものとする。</u></p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>①市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等については、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。<u>さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行</u></p>	<p>災害対策基本法の改正による修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-28	<p>②避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。<u>ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>③個別避難計画の作成等</u></p> <p><u>ア 個別避難計画の作成</u></p> <p><u>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u></p> <p><u>市は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
2-29	<p>③（略）</p> <p>④避難支援体制の整備 （略）</p> <p>⑤名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 （略）</p> <p>⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p><u>避難勧告等</u>を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブックに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。</p> <p>⑦避難支援等関係者の安全確保 （略）</p> <p>2. 外国人等に対する防災対策</p> <p>市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のよう</p>	<p><u>を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。</u></p> <p><u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p> <p><u>ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合</u></p> <p><u>市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>④（略）</p> <p>⑤避難支援体制の整備 （略）</p> <p>⑥名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 （略）</p> <p>⑦要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</p> <p><u>避難情報</u>を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブックに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。</p> <p>⑧避難支援等関係者の安全確保 （略）</p> <p>2. 外国人等に対する防災対策</p> <p>市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のよう</p>	表記の整理

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
	な防災環境づくりに努める。 (略)	うな防災環境づくりに努める。 (略)	
	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
2-33	1. 市及び防災関係機関における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	1. 市及び防災関係機関における措置 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、市は、男女共同参画の視点から、 地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに 、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。	防災基本計画の修正を踏まえた修正
2-39	第8章 液状化対策・土砂災害等の予防 ■ (略) ■ (略) ■ 土砂災害危険箇所 や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなどして、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。	第8章 液状化対策・土砂災害等の予防 ■ (略) ■ (略) ■ 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに 、地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供する。 また 、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなどして、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等
2-40	4. 土砂災害の防止 地震によって起こる土砂災害は、地震動によって直接起きるものと、地震後の降雨等により二次災害として起きるものがある。これらの対策として、「土砂災害防止工事の実施」、「地域住民への 土砂災害危険箇所 の周知徹底」及び「法的区域指定による土砂災害を助長・誘発する行為の規制」等を図る必要がある。	4. 土砂災害の防止 地震によって起こる土砂災害は、地震動によって直接起きるものと、地震後の降雨等により二次災害として起きるものがある。これらの対策として、「土砂災害防止工事の実施」、「地域住民への 土砂災害警戒区域等 の周知徹底」及び「法的区域指定による土砂災害を助長・誘発する行為の規制」等を図る必要がある。	
2-41	5. 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ①市防災会議は、 土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等 に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 (略) ③市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに 避難勧告等 を発令することを基本とした具体的な 避難勧告等 の発令基準	5. 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ①市防災会議は、 土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区 に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 (略) ③市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに 避難指示 を発令することを基本とした具体的な 避難指示 の発令基準を設	表記の整理 災害対策基本法の改正に伴う修正

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考						
	を設定する。	定する。							
	第9章 建築物等の安全化	第9章 建築物等の安全化							
	第2節 公共施設安全確保整備計画	第2節 公共施設安全確保整備計画							
2-45	1. 施設管理者及び市における措置 (略) (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 電力事業者 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び 電気通信事業者 は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。	1. 施設管理者及び市における措置 (略) (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 電気事業者 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び 通信事業者 は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。→ 注 注）資料編 第9 協定書・覚書 「災害時における相互連携に関する協定」	表記の整理						
2-48	第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略) 1. 地震防災施設の整備方針 (略) <table border="1"> <tr> <td>(1) 防災業務施設の整備 (略)</td> </tr> <tr> <td>② 通信設備及び情報処理体制の整備 ア 地震発生時及び東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(1) 防災業務施設の整備 (略)	② 通信設備及び情報処理体制の整備 ア 地震発生時 及び東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言発令時 に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (略)	(略)	第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略) 1. 地震防災施設の整備方針 (略) <table border="1"> <tr> <td>(1) 防災業務施設の整備 (略)</td> </tr> <tr> <td>② 通信設備及び情報処理体制の整備 ア 地震発生時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	(1) 防災業務施設の整備 (略)	② 通信設備及び情報処理体制の整備 ア 地震発生時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (略)	(略)	計画構成の見直し
(1) 防災業務施設の整備 (略)									
② 通信設備及び情報処理体制の整備 ア 地震発生時 及び東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言発令時 に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (略)									
(略)									
(1) 防災業務施設の整備 (略)									
② 通信設備及び情報処理体制の整備 ア 地震発生時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 (略)									
(略)									
2-55	第11章 広域応援体制の整備 市は、地震災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。応援協定の締結にあたっては、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。	第11章 広域応援・ 受援 体制の整備 市は、地震災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める 。応援協定の締結にあたっては、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。	表記の整理 表記の整理						
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援・ 受援 体制の整備							

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
2-56	(1) 応援協定の締結 (略)	(1) 応援協定の締結 (略)	第1節の防災活動拠点の確保等を第4節に整理
	(2) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 ①防災活動拠点の確保等 ・災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、 <u>応援要請手段、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</u> ・平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、 <u>共同訓練、情報交換等を実施する。</u> ・大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、 <u>自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努める。</u> ・ <u>緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u> ・ <u>国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u> ②受援体制の整備 ・市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 ・市は、訓練等を通じて、 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (略)	(2) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備 <u>(削除)</u> 受援体制の整備 ・市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> ・市は、訓練等を通じて、 <u>応急対策職員派遣制度</u> を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (略)	
2-57	第2節 救護隊等による協力体制の整備	第2節 <u>応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</u>	表記の整理
2-58	<u>(新設)</u>	第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考																							
		<p><u>1 市における措置</u></p> <p>・<u>災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手段、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。</u></p> <p>・<u>平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、共同訓練、情報交換等を実施する。</u></p> <p>・<u>大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努める。</u></p> <p>・<u>緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u></p> <p>・<u>国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p>	第1節の防災活動拠点の確保等を第4節に整理																							
2-59	第13章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	(削除)	第5編に整理																							
	第3編 災害応急対策計画	第3編 災害応急対策計画																								
	第1章 活動体制（組織の動員配備）	第1章 活動体制（組織の動員配備）																								
3-2	3. 災害対策本部の配備	3. 災害対策本部の配備	災害対策基本法の改正に伴う修正																							
	<table border="1"> <tr><td>(1) 災害対策本部</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(2) 本部員会議</td></tr> <tr><td>① 本部員会議の組織</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>② 本部員会議で協議する事項</td></tr> <tr><td>・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。</td></tr> <tr><td>・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。</td></tr> <tr><td>・<u>避難勧告等</u>の発令及び災害救助法の適用に関すること。</td></tr> <tr><td>・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</td></tr> <tr><td>③ 本部員会議の開催等</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(1) 災害対策本部		(略)	(2) 本部員会議	① 本部員会議の組織	(略)	② 本部員会議で協議する事項	・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。	・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。	・ <u>避難勧告等</u> の発令及び災害救助法の適用に関すること。	・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。	③ 本部員会議の開催等	(略)	<table border="1"> <tr><td>(1) 災害対策本部</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(2) 本部員会議</td></tr> <tr><td>① 本部員会議の組織</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>② 本部員会議で協議する事項</td></tr> <tr><td>・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。</td></tr> <tr><td>・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。</td></tr> <tr><td>・<u>避難情報</u>の発令及び災害救助法の適用に関すること。</td></tr> <tr><td>・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</td></tr> <tr><td>③ 本部員会議の開催等</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(1) 災害対策本部	(略)	(2) 本部員会議	① 本部員会議の組織	(略)	② 本部員会議で協議する事項	・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。	・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。	・ <u>避難情報</u> の発令及び災害救助法の適用に関すること。	・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。	③ 本部員会議の開催等
(1) 災害対策本部																										
(略)																										
(2) 本部員会議																										
① 本部員会議の組織																										
(略)																										
② 本部員会議で協議する事項																										
・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。																										
・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。																										
・ <u>避難勧告等</u> の発令及び災害救助法の適用に関すること。																										
・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。																										
③ 本部員会議の開催等																										
(略)																										
(1) 災害対策本部																										
(略)																										
(2) 本部員会議																										
① 本部員会議の組織																										
(略)																										
② 本部員会議で協議する事項																										
・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。																										
・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。																										
・ <u>避難情報</u> の発令及び災害救助法の適用に関すること。																										
・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。																										
③ 本部員会議の開催等																										
(略)																										
3-3	5. 非常配備体制の区分と基準	5. 非常配備体制の区分と基準																								
	(略)	(略)																								

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行		改 正 案		備考		
	種別	配備内容	種別	配備内容	配備基準	表記の整理	
	第一 次 非 常 配 備	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生活安全部、都市整備部の一部が待機する体制とする。	第一 次 非 常 配 備	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災交通課、道路建設課、土木管理課及び生活安全部、都市整備部の一部が待機する体制とする。	・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・ <u>市内において震度4の地震</u> が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたととき	・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ・ <u>市内で震度4を観測した地震</u> が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたととき	
	第二 次 非 常 配 備	第一次非常配備に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班（14班編成）とする。	第二 次 非 常 配 備	第一次非常配備に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班（14班編成）とする。	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたとき ・ <u>市内において震度5弱の地震</u> が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたととき	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたとき ・ <u>市内で震度5弱を観測した地震</u> が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたととき	
	第三 次 非 常 配 備	大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	第三 次 非 常 配 備	大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき「自動指令」 ・ <u>市内において震度5強以上</u> の地震が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたととき	・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ・東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき「自動指令」 ・ <u>市内で震度5強以上を観測した地震</u> が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは生活安全部長が必要と認めたととき	

(追加)

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
		<u>情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。</u>	
	第4章 被害状況等の収集・伝達	第4章 被害状況等の収集・伝達	
3-9	4. 市の措置 （2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、 <u>避難勧告等</u> の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	4. 市の措置 （2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市長は、被害の発生地域、 <u>避難情報</u> の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。	
3-10	（略） （4）火災、災害即報要領に基づく報告 ① 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。 なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。 また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。 <u>（追加）</u>	（略） （4）火災、災害即報要領に基づく報告 ① 市は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。 なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。 また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。 <u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u>	
	② 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。 <u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u>	② 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。 <u>（削除）</u>	
	第5章 広報 （略）	第5章 広報 （略）	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行		改 正 案		備考
3-12	主体	内容	主体	内容	災害対策基本法の改正に伴う修正
	市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 ア 広報の手段 (略) イ 広報の内容 ・災害発生状況 ・災害応急対策の状況 ・交通状況 ・給食・給水実施状況 ・衣料・生活必需品等の供給状況 ・地域住民のとりべき措置 ・ 避難勧告、避難指示（緊急）、避難所 及び救護所 ・その他必要事項 ウ 広報活動の実施方法 (略) (略)	市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 ア 広報の手段 (略) イ 広報の内容 ・災害発生状況 ・災害応急対策の状況 ・交通状況 ・給食・給水実施状況 ・衣料・生活必需品等の供給状況 ・地域住民のとりべき措置 ・ 避難情報 、避難所及び救護所 ・その他必要事項 ウ 広報活動の実施方法 (略) (略)	
	第6章 避難		第6章 避難		
	第1節 避難対策		第1節 避難対策		
3-14	3. 避難の措置と周知	<p>避難勧告等を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民等に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民等への周知徹底</p> <p>避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。</p> <p>伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>	3. 避難の措置と周知	<p>避難の指示を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民等に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民等への周知徹底</p> <p>避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。</p> <p>伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回、あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p>	
	第7章 要配慮者支援対策		第7章 要配慮者支援対策		
3-19	4. 福祉避難所の設置等	<p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急</p>	4. 福祉避難所の設置等	<p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急</p>	「令和元年台風第19号等を

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考								
3-20	<p>入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>(1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 <u>(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>(3) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u> <u>(4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</u></p>	<p>入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>(1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u> <u>(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</u></p>	<p>踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」(R2.12)を踏まえた修正</p> <p>多言語情報翻訳システムの廃止予定に伴う修正</p>								
3-25	<p>第10章 消防活動</p> <p>第1節 消防活動に関する計画</p> <p>3. 消防団活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団</td> <td>(略) ⑥ 避難方向の指示 <u>避難勧告等</u>が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	消防団	(略) ⑥ 避難方向の指示 <u>避難勧告等</u> が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。	<p>第10章 消防活動</p> <p>第1節 消防活動に関する計画</p> <p>3. 消防団活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団</td> <td>(略) ⑥ 避難方向の指示 <u>避難情報</u>が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	消防団	(略) ⑥ 避難方向の指示 <u>避難情報</u> が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
主体	内容										
消防団	(略) ⑥ 避難方向の指示 <u>避難勧告等</u> が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。										
主体	内容										
消防団	(略) ⑥ 避難方向の指示 <u>避難情報</u> が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。										
3-27	<p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>1. 防疫・保健衛生</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p> <p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>(略)</p> <p>1. 防疫・保健衛生</p> <p>(略)</p> <p><u>2. 栄養指導等</u></p> <p><u>(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p> <p><u>(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得</u></p>	<p>令和2年3月24日に県が公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したことに伴う修正</p>								

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考																		
	<p><u>2.</u> 健康管理と心のケア (略)</p> <p><u>3.</u> 避難所の生活衛生管理 (略)</p> <p><u>4.</u> 応援協力要請 (略)</p>	<p><u>3.</u> 健康管理と心のケア (略)</p> <p><u>4.</u> 避難所の生活衛生管理 (略)</p> <p><u>5.</u> 応援協力要請 (略)</p>																			
	第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給																			
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給																			
3-30	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 主食等の備蓄</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(2) 炊き出しその他による食品の給与</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(3) 米穀</td></tr> <tr><td>① (略)</td></tr> <tr><td>② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</td></tr> <tr><td>③~④ (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(1) 主食等の備蓄	(略)	(2) 炊き出しその他による食品の給与	(略)	(3) 米穀	① (略)	② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	③~④ (略)	(略)	<p>(略)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 主食等の備蓄</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(2) 炊き出しその他による食品の給与</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>(3) 米穀</td></tr> <tr><td>① (略)</td></tr> <tr><td>② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。</td></tr> <tr><td>③~④ (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table>	(1) 主食等の備蓄	(略)	(2) 炊き出しその他による食品の給与	(略)	(3) 米穀	① (略)	② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	③~④ (略)	(略)	要領の一部改正に伴う修正
(1) 主食等の備蓄																					
(略)																					
(2) 炊き出しその他による食品の給与																					
(略)																					
(3) 米穀																					
① (略)																					
② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。																					
③~④ (略)																					
(略)																					
(1) 主食等の備蓄																					
(略)																					
(2) 炊き出しその他による食品の給与																					
(略)																					
(3) 米穀																					
① (略)																					
② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。																					
③~④ (略)																					
(略)																					
	第16章 応援協力・派遣要請	第16章 応援協力・派遣要請																			
	第1節 広域応援の要請	第1節 広域応援の要請																			
3-48	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u> 、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)	災害対策基本法の改正に伴う修正 県計画に合わせた表記の追加及び整理										
主体	内容																				
市長	(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)																				
主体	内容																				
市長	(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u> 、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (略)																				

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行		改 正 案		備考								
		<p>(2) 他の市町村長に対する応援要請</p> <p>市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、応急対策を実施する必要があるときは、協定に基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。 (略)</p>		<p>(2) 他の市町村長に対する応援要請 <u>市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。</u> なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、<u>その協定に基づき応援を求めものとする。</u> また、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。 (略)</p>									
	第2節 職員派遣の要請等 (略)		第2節 職員派遣の要請等 (略)										
3-49	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>(1) 職員の派遣 (略)</td> </tr> <tr> <td>④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	主体	内容	市長	(1) 職員の派遣 (略)	④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市長</td> <td>(1) 職員の派遣 (略)</td> </tr> <tr> <td>④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	主体	内容	市長	(1) 職員の派遣 (略)	④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> (略)	「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づく修正
主体	内容												
市長	(1) 職員の派遣 (略)												
	④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (略)												
主体	内容												
市長	(1) 職員の派遣 (略)												
	④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 <u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> (略)												
3-54	<p>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>(5) 燃料供給</p> <p>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	<p>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>(5) 燃料・<u>電気</u>・<u>ガス</u>供給</p> <p>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・<u>電気</u>・<u>ガス</u>を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	県の協定の締結に伴う修正										
3-63	<p>第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施本部の設置</p> <p>市は市内で判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</p>	<p>第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>(略)</p> <p>1. <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u>の設置</p> <p>市は市内で判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の<u>被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部</u>へ支援要請を行う。</p>	表記の整理										

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
	第21章 住宅対策	第21章 住宅対策	
3-64	第2節 応急仮設住宅の供与 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。 応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。	第2節 応急仮設住宅の供与 災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。 応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 また、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」 (R2.12.25)を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興計画	第4編 災害復旧・復興計画	
	第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	
4-8	第2節 被災者への経済的支援等 4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により 全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯 に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	第2節 被災者への経済的支援等 4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により その生活基盤に著しい被害を受けた世帯 に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。 なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正
	第5編 東海地震に関する事前対策	(削除)	別紙へ整理
	(新設)	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
2-59 現行 5-1 修正	第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界	1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間 市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界	計画構成の見直し 表記の整理

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考																		
2-60 現行 5-2 修正	<p>におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後）に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 避難対策等</p> <p>（1）地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>4 避難対策等</p> <p>（1）地域住民等の避難行動等</p> <p>市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難勧告等により事前の避難を促す。</p> <p>市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表記の整理																		
2-63 現行 5-4 修正	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>（参考 南海トラフ地震に関連する情報）</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p>	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p> <p>（参考 南海トラフ地震に関連する情報）</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p>	計画構成の見直し																		
2-64 現行 5-6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分程度</td> <td>調査中</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>地震発生等</td> <td>巨大地震警戒</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	（略）	地震発生等	巨大地震警戒		<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分</td> <td>調査中</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>地震発生等</td> <td>巨大地震警戒</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	（略）	地震発生等	巨大地震警戒		表記の整理
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																			
地震発生等から5～30分程度	調査中	（略）																			
地震発生等	巨大地震警戒																				
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																			
地震発生等から5～30分	調査中	（略）																			
地震発生等	巨大地震警戒																				

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考						
<p>2-65 現行 5-7 修正</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">から最短で 2時間程度</td> <td style="width: 33%;">巨大地震注意 調査終了</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> </table> <p>南海トラフ地震臨時情報発表のフロー</p> <p>観測した異常な現象 南海トラフの想定震源域 M6.8以上の地震が発生 またはその直前で M6.8以上の地震が発生 可能性がある</p> <p>異常な現象に対する評価 (観測約20分後)</p> <p>有識者から南海トラフの臨時情報に関する詳細検討会を開催し 起こった現象を評価</p> <p>プレート境界のM5以上の地震(※1) M7以上の地震(※2) 揺っくりすべり(※3) 他の条件を満たさない場合</p> <p>評価の結果発表される情報 (観測約2時間後)</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM5以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8以上の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側500km程度までの範囲でM7以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 M7以上やM6.8程度の地震が連続して発生した場合、短い時間内にプレート境界の震源域が相次いで発生しているような連続した異常な揺っくりすべりが観測された場合(揺っくりすべりケース)</p> <p>(追加)</p> <p>(新設)</p>	から最短で 2時間程度	巨大地震注意 調査終了	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">から最短で 2時間</td> <td style="width: 33%;">巨大地震注意 調査終了</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> </tr> </table> <p>南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ</p> <p>現象発生 南海トラフの想定震源域 M6.8以上の地震が発生 またはその直前で M6.8以上の地震が発生 可能性がある</p> <p>南海トラフの想定震源域内のプレート境界内で 連続した異常な 揺っくりすべりが 発生した可能性</p> <p>5~30分後 発表者が南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表(★)</p> <p>1~2時間後 有識者から南海トラフの臨時情報に関する詳細検討会を開催し 起こった現象を評価</p> <p>プレート境界のM5以上の地震(※1) M7以上の地震(※2) 揺っくりすべり(※3) 他の条件を満たさない場合</p> <p>(最短) 2時間後</p> <p>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)</p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM5以上の地震が発生した場合(半割れケース) ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8以上の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側500km程度までの範囲でM7以上の地震が発生した場合(一部割れケース) ※3 M7以上やM6.8程度の地震が連続して発生した場合、短い時間内にプレート境界の震源域が相次いで発生しているような連続した異常な揺っくりすべりが観測された場合(揺っくりすべりケース)</p> <p>※(★)調査が2時間経過後以上経過した場合において、調査の結果決定も「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により発表発表することがある</p> <p>※(※)南海トラフ地震の多様な発生形態に準じた緊急対応がオンライン(緊急)の扱いに追加(※)</p> <p>※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災緊急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」との通り。 ◆別紙「東海地震に関する事前対策」</p>	から最短で 2時間	巨大地震注意 調査終了	(略)	<p>図の修正</p>
から最短で 2時間程度	巨大地震注意 調査終了	(略)							
から最短で 2時間	巨大地震注意 調査終了	(略)							
	<p>(新設) (第5編「東海地震に関する事前対策」)</p>	<p>別紙「東海地震に関する事前対策」 (現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)</p>	<p>計画構成の見直し 別紙に整理</p>						
<p>5-1 現行</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>■東海地震の発生を高い精度で予知することは困難であるものの、一定の確率で予知できるとされることから、発生予知等に伴う事前対策を有効に活用するものとする。</p> <p>■「地震防災強化計画」の中に位置づけられている東海地震に関する事前対策には、東海地震注意情報が発表された場合に行う防災緊急対策の準備的行動と、発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に行う、地震発生に備えた応急の対策(地震防災緊急対策)がある。こうした対策を的確かつ迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図る。</p> <p>■地震による災害が発生した後は、「第3編 災害応急対策計画」の定めるところにより対処する。</p> <p>(追加)</p>	<p>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</p> <p>■東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災緊急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災緊急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>■地震による災害が発生した後は、「第3編 災害応急対策計画」の定めるところにより対処する。</p> <p>■地震防災緊急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災緊急対策も併せて定める。また、地震防災強化計画には、地震防災緊急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災</p>	<p>表記の整理</p> <p>計画構成の見直し 表記の整理</p>						

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備考
		<p><u>訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u></p> <p><u>第2編「災害予防計画」第9章「建築物等の安全化」第3節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」で定めるとおり。</u></p> <p><u>2 東海地震に係る防災訓練に関する事項</u></p> <p><u>第2編「災害予防計画」第2章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。</u></p> <p><u>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></p> <p><u>第2編「災害予防計画」第2章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災知識の普及」で定めるとおり。</u></p> <p><u>加えて次の措置を実施するものとする。</u></p> <p><u>〔広報に関する事項〕</u></p> <p><u>1 市における措置</u></p> <p><u>（1）防災に関する知識の普及</u></p> <p><u>市及び県は、第2編第2章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。</u></p> <p><u>（2）自動車運転者に対する広報</u></p> <p><u>市、県及び警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u></p> <p><u>（3）家庭内備蓄等の推進</u></p> <p><u>市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第2編第2章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。</u></p> <p><u>また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>	
	第2節 地震災害警戒本部	第2節 地震災害警戒本部	
5-2 現行	市は、 <u>東海地震注意情報</u> が発せられた場合、地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策のための準備活動を行い、警戒宣言が発令された場合は迅速かつ的確に地震防災応急対策を実施する。	市は、 <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）又は東海地震注意情報</u> が発せられた場合、地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策のための準備活動を行い、警戒宣言が発令された場合は迅速かつ的確に地震防災応急対策を実施する。	
	第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報	
	第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告 (略)	第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告 (略)	

新旧対照表（地震災害対策計画）

頁	現 行	改 正 案	備 考
5-9	(1) 報告事項 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、・ <u>避難指示（緊急）</u> (略) (略)	(1) 報告事項 (略) ③ 東海地震予知情報の伝達、・ <u>避難指示</u> (略) (略)	災害対策基本法の改正に伴う修正
	第6章 発災に備えた直前対策	第6章 発災に備えた直前対策	
	第1節 避難等対策	第1節 避難等対策	
5-13 現行	1. 事前対策 ① 市は、あらかじめ警戒宣言発令時の <u>避難勧告・避難指示（緊急）等</u> の対象地区を定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項（服装、携帯品等）を関係住民に対し周知するものとする。 2. <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> ① <u>避難の勧告・避難指示（緊急）</u> 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、 <u>避難の勧告、又は指示</u> を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。 ② <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の伝達方法 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、広報車等により <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の伝達を行う。	1. 事前対策 ① 市は、あらかじめ警戒宣言発令時の <u>避難情報</u> の対象地区を定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項（服装、携帯品等）を関係住民に対し周知するものとする。 2. <u>避難の指示等</u> ① <u>避難の指示</u> 市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、 <u>避難の指示</u> を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。 ② <u>避難情報</u> の伝達方法 市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、広報車等により <u>避難情報</u> の伝達を行う。	災害対策基本法の改正に伴う修正